

亀山市・鈴鹿市によるはしご車の共同整備に係る連携協約の締結について

亀山市・鈴鹿市圏域の人口減少が進行し、財源に限られる中、出動頻度が高くなく、整備費用が高額であるはしご車を両市で共同整備・運用することにより、使用頻度の高い資機材の整備や現場要員の増強など財源の効率的な配分を図り、もって両市圏域内の消防力を充実強化することを目的として、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、両市間で連携協約を締結します。

1 背景・経緯

消防庁は、広域化に至っていない地域に対して、平成29年4月1日付けで「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を示しました。

この基本指針に基づく、消防の連携・協力のモデル構築事業の提案募集に、鈴鹿市消防本部及び亀山市消防本部によるはしご車等の共同整備に向けた調査・研究の提案が採用されました。

その後、両市で検討委員会を立ち上げ、共同整備した場合の運用効果や財政的な効果に関する科学的分析を行うため、(一財)消防防災科学センターに調査・検討を委託し、その結果、共同整備の有用性が確認できました。

平成31年3月、はしご車の共同整備の早期実現に向け、消防の連携・協力の基本方針や消防事務の内容及び方法等を両市で協議し、実施計画書を作成しました。

今年度は、地方自治法上、はしご車の共同整備に必要な連携協約を締結します。

2 はしご車の共同整備・共同運用の内容

- (1) 両市圏域内における中高層建物（4階建て以上）火災、高低所の救助事案及びはしご車を必要とする事案に、はしご車が出動します。
- (2) はしご車の整備費用及び維持管理費等の運用に係る費用を両市で協議の上、分担して負担します。
- (3) 両市の連携を図るため、合同消防訓練を定期的に行うほか、地水利、交通障害及び中高層建物の状況など随時情報を共有します。

3 連携協約について

連携協約とは、地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるもので、地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化したものです。

はしご車の共同整備、共同運用を考えた場合、連携協約であれば、別組織を作ることなく、簡素で効率的な相互協力を行うことが可能となり、また、整備費用や維持管理費に係る財源の効率的な配分、両市間の交流による職員の能力・意欲の向上、現場活動要員の増強による消防力の充実といった、両市における圏域内の消防力の充実強化が図られることから、最も有効な方式であると考えます。

4 連携協約の主な内容

(1) 目的

相互に連携し、消防力の向上を図るとともに、効率的な行政運営を促進するため、基本的な方針及び役割分担を定めます。

(2) 基本方針

目的を達成するため、消防力の向上と施設などの整備の推進について役割を分担し、連携して事務を執行します。

(3) 連携する取組及び役割分担

相互に連携して実施する取組みについては、はしご車の整備に関する取組みとします。

また、役割分担については、鈴鹿市が中心となり亀山市と連携して、はしご車の整備及び運用に取り組みます。

(4) 経費負担

取組みに係る事務を処理するために要する経費のうち、はしご車の整備に要した費用については、50%分を両市が均等に負担し、残余をそれぞれの当該年度の基準財政需要額（消防費）に応じた割合により負担します。

整備に要した費用以外の経費については、両市で協議して定めます。

5 今後のスケジュール

(1) 令和元年度

令和元年 9月	亀山市議会、鈴鹿市議会へ議案提出 両市議会での議決後、連携協約を締結、告示
令和元年 10月	連携協約書を三重県知事へ届出 はしご車整備費用積算及び予算計上

(2) 令和2年度

令和2年 4月	はしご車入札
令和2年 6月	議決、契約
令和2年 11月	鈴鹿市消防本部はしご車廃車
令和3年 2月	運用開始

6 はしご車の配置場所

はしご車の配置場所については、亀山市亀山消防署及び鈴鹿市中央消防署とします。なお、配置期間については、負担割合に応じた日数をそれぞれの配置場所に配置します。

7 はしご車の仕様について

4WS装置のほか、高機能制御装置等の高機能な装置を装備した3.5m級先端屈折はしご車の購入を予定しています。

8 共同整備に係る財源措置について

連携・協力実施計画に基づく消防用車両等の整備については、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、防災対策事業債（充当率90%・交付税算入率50%）が活用できることとなっています。

この防災対策事業債の場合は、事業費の55%を地方公共団体が負担することとなり、両市の財政運営に与える影響は少なくありません。

なお、他の財源を考えると、緊急消防援助隊に登録する場合については、緊急防災・減災事業債（充当率100%・交付税算入率70%）が活用できることとなっています。

このことから、財政的に最も有利である緊急防災・減災事業債の活用を基本に考え、両市の財政負担を少しでも軽減することといたしたい。